

「厚生労働食堂 霞が関店」における
喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置について

厚生労働商事株式会社

今回「厚生労働食堂 霞が関店」において実施する受動喫煙を防止するための措置は、以下のとおり、受動喫煙防止対策助成金交付要領の第5の1の(2)の②に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

1. 受動喫煙を防止するための措置の内容について

今回、受動喫煙を防止するために実施する措置は、客席（全客席数 80 席）の 2 割を喫煙席、残りを禁煙席とした上で、喫煙席における必要換気量の条件を満たすことにより受動喫煙の程度を低減するものである。なお、喫煙席と禁煙席の間は出入口を除きパーティションで区切ることとする。

2. 必要換気量の算出

(1) 喫煙が可能な区域の席の数

$$80 \text{ (席)} \times 0.2 = 16 \text{ (席)}$$

(2) 喫煙区域における必要換気量

$$70.3 \text{ (m}^3\text{/h)} \times 16 \text{ (席)} \div 1,125 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

(1) の「喫煙が可能な区域の席の数」を代入してください。70.3 (m³/h) は固定値です。

3. 喫煙区域（喫煙席）内の換気方法について

天井埋込型のシロッコファン（X 社製 型式名：YZ-100A）を喫煙席内に 2 箇所増設する。

処理風量については、「強」900 (m³/h)、「弱」745 (m³/h) の 2 つがあるが、通常は「弱」で使用する予定である。

上記換気装置 2 台による処理風量は、 $745 \times 2 = 1,490 \text{ (m}^3\text{/h)}$ である。

以上より、

$$\text{換気装置による処理風量 } 1,490 \text{ (m}^3\text{/h)} > \text{必要換気量 } 1,125 \text{ (m}^3\text{/h)}$$

となり、受動喫煙を防止するための措置のうち、喫煙区域における 1 時間当たりの必要換気量の要件を満たすこととなる。

工事後に換気装置の処理風量を実測する際、設置条件等によって換気装置の理論上の処理風量を下回り、要件に合致しない場合があるため、必要換気量に対し余裕を持たせるよう努めてください。